

株式譲渡? 事業譲渡?

必 読

譲渡に向けて動き出す前に
必ず知っておきたい**メリット・デメリット**

【介護・福祉事業版】

はじめに

介護・福祉事業のM&Aを実際に進める前に、まずはストラクチャを考えなければなりません。

M&Aのストラクチャには株式譲渡、事業譲渡、現物出資、会社分割、合併、TOBなどいくつかの形態が存在し、最終的な支配関係や手続きなどが大きく異なります。

介護・福祉事業のM&Aにおいては『株式譲渡』と、『事業（店舗）譲渡』の、大きく分けて二つの方法が用いられることが多く、「譲渡代金が誰に渡るのか」というところに根本的な違いがあります。

そのため、事業承継を実施する際の目的に照らして、会計・税務・法務の各ポイントを押さえ、どちらの手法を取るべきなのか比較検討を行うことが大切です。

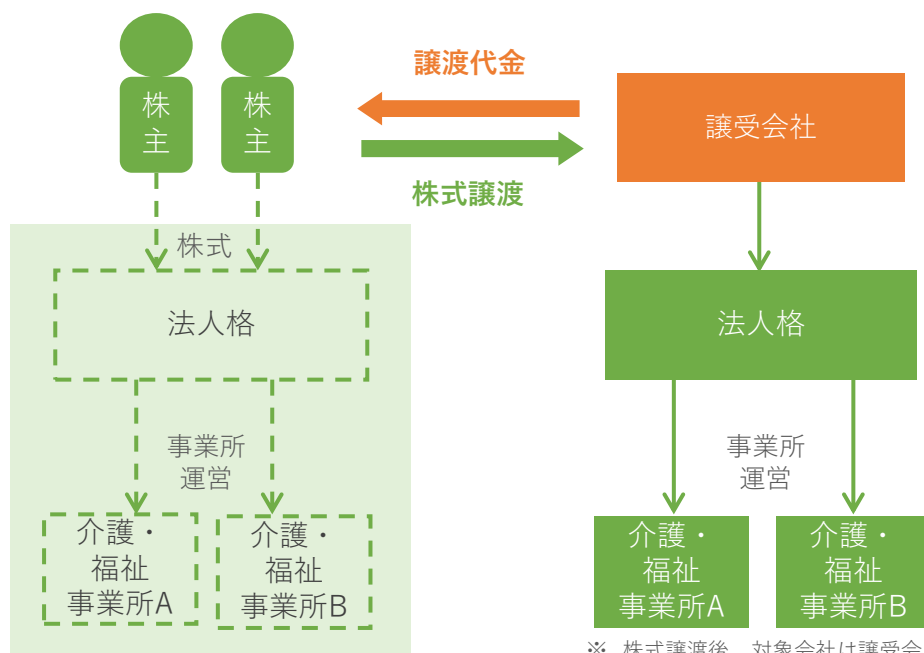
株式譲渡と事業譲渡の違い

	株式譲渡	事業譲渡
取引相手	譲渡企業：株主 譲受企業：法人・個人	譲渡企業：法人 譲受企業：法人・個人
売買対象	株式	事業の一部、もしくは全部
目的	譲渡企業：後継者不在の解決、 大手傘下に入ることのメリット享受、 創業者利益の獲得 譲受企業：事業拡大・新規事業への参入	譲渡企業：事業の選択と集中・ 不採算事業からの撤退 譲受企業：事業拡大、新規事業への参入
特徴	<ul style="list-style-type: none">・社名を含め「会社」を残すことができる。・従業員の雇用も維持できる。・譲渡対価は株主に入り、創業者利益を現金で受け取ることができる。引退資金としたり、その利益で新しい事業を始めることも可能。	<ul style="list-style-type: none">・株主兼経営者として、会社の運営を継続できる・従業員の雇用は維持できるが、事業に従業員ごと譲渡する場合は、一度譲渡側の会社を退職し、譲受側へ再雇用される。・譲渡対価は会社に入るため、主要事業に集中できる。

次ページより、株式譲渡・事業譲渡
それぞれの特徴を細かく見ていきましょう

株式譲渡とは

- 株主が所有する株式を譲渡。**会社全体を譲渡する方法。**
- **譲渡代金**は株式を売却した**株主**に入る。
- 株主兼経営者が引退する際や、別会社で異なる事業を始める際取る方法。



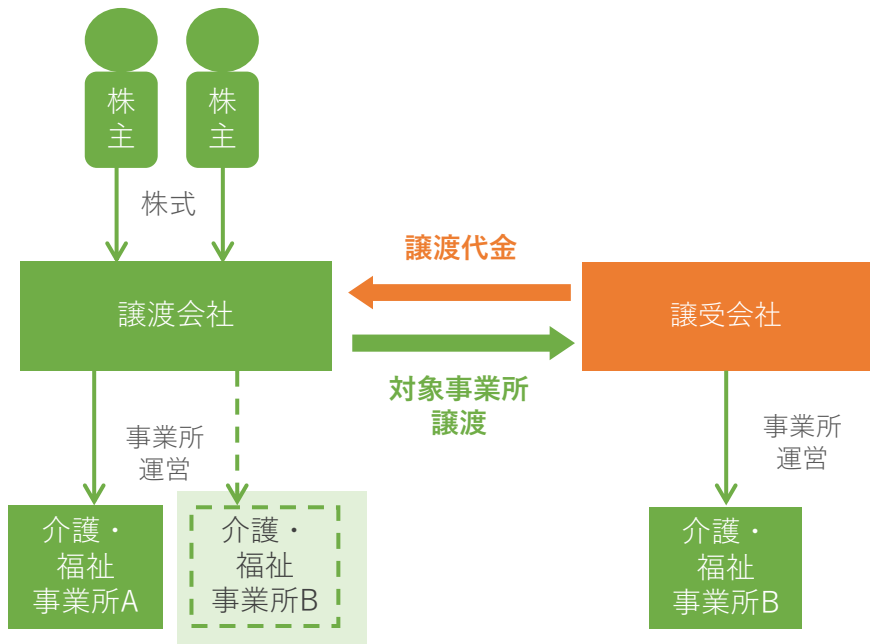
※ 株式譲渡後、対象会社は譲受会社の子会社になり、事業はそのまま運営されます

※ M&Aのあとに、対象会社と譲受会社とが合併するケースが多くみられます

<p>譲渡側の メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社名を含めて会社を残すことができる ● 譲渡所得がどれだけ多額であっても、源泉分離徴収となり、株式譲渡所得税（約20%）のみ ⇒手取額に繋がる税制メリット ● 事業の許認可、有形固定資産や各種契約（賃貸借・雇用など）を包括的に移転することが可能 ⇒手続きが簡便で、迅速にM&Aを実行可能 ● 関係者との契約（＝雇用契約、賃貸借契約、リース契約 etc.）といった事業に係る全てをそのまま承継させることができる <small>※一般の商取引の契約書において、M&Aによる経営権の移動があった場合の対応について言及したchange of control (COC) 条項が入っている契約書等は別途対応が必要。</small>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡所得にかかる国税（所得税）と地方税（住民税）の納付の時期が異なる ● 特定の資産や事業を売却対象外とする場合、別途資産の移転手続（譲渡後の資産買戻し、事前の資産譲渡、会社分割etc.）が必要
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社全体の譲渡のため、譲受会社から買収監査（※）が必ず実施される <small>※詳しくは、『介護・福祉事業のM&Aの進め方_譲渡売却編』をご覧ください。</small> ● 譲渡後の運営をスムーズにするために、最近ではM&A後に、経営者が残留するケースも多い ● 譲渡後も、経営者ではなく現場のスタッフとして残留が可能

事業譲渡とは

- 会社が運営している**事業所（事業）のみを譲渡する方法**。
- 譲渡代金は事業所を売却した**会社**に入る。
- 事業所を複数展開する企業が、一部を売却・整理する際
に取る方法。



※ 事業所の譲渡後も、株主による対象会社の経営権は、そのまま残ります

※ 事業所は譲受会社の下で運営されます

譲渡側の
メリット

- 譲渡対価が事業を譲渡した会社に入るため、会社に当該資金を利用する目的がある場合に有用
⇒ **売却した資金を基に、主要事業へ集中できる**
- 手元に置きたい資産や従業員、契約を残すことができる
⇒ **人材不足の解消**にもなる
- 譲渡のときに株主に対する課税の影響がない
- 事業譲渡にかかる利益は、法人のその他の損益と通算できる
- **株主兼経営者として、会社の運営を継続できる。**

留意点

- 事業の許認可含め、有形固定資産の他、各種契約や従業員等を**個別に移転する手続きが必要**になる
※許認可については、対象事業の廃止&新規開設の手続を実施
- 基本的に従業員は買い手に引き継がれないため、同じ事業所で働く場合は会社を一旦退職の上、譲受先の従業員として再雇用される
- 法人に譲渡益課税が課せられ、**税率が個人や株式譲渡と比べて大きい（約30%）**
- 譲渡する資産によっては、消費税課税の対象となる
- 個人株主が対価を取得する場合は、別途支払い方法の検討が必要
- 事業譲渡後に譲渡した事業と同じ事業は実施しないという競業禁止義務が課せられる

その他

- 譲渡対象が事業まわりに限定されるため、対象会社の抱える偶発債務等は表にでない
⇒ 譲受企業からは好まれる傾向

【FAXでのお問い合わせ】 下記項目にご記入の上、ご返信ください。

株式会社CBパートナーズ

〒105-0013 東京都港区浜松町1-18-16 住友浜松町ビル5F

【TEL】 0120-979-544 (受付時間 9:00~18:00)

【URL】 <https://www.cb-p.co.jp/>

 **03-3436-4040** (24時間受付)

法人名			
所在地	〒		
氏名	フリガナ	役職	
ご連絡先	お電話		
	メールアドレス		
ご希望 <small>気になる項目に チェックしてください</small>	<input type="checkbox"/> M&Aの流れを聞いてみたい <input type="checkbox"/> 介護・福祉事業の売却・譲渡を 検討している <input type="checkbox"/> 事業の拡大を検討している <input type="checkbox"/> 無料企業価値診断を受けてみたい <input type="checkbox"/> 近隣のM&A事情が知りたい <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 買い手登録情報について知りたい)		



FAX送信方向
03-3436-4040



【WEBでのお問い合わせ】



<https://www.cb-p.co.jp/contact/ma/> 左記のリンクから、お問合せフォームへ繋がります。